

福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託契約書（案）

業務の名称	福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託		
業務の内容	福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託仕様書のとおり		
委託料の額	金	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		金 円）
委託期間	令和7年8月1日から令和10年7月31日まで		
契約保証金	金	円	

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、本委託業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書の委託料の額をもって頭書の委託期間内に委託業務を完了し、仕様書に定めのある成果物等（以下「成果物」という。）を納入期限内に甲に納入しなければならない。

（統括管理責任者等の選任）

- 第2条 乙は、本業務を履行するに当たり、仕様書に定める業務について乙を代理する統括管理責任者を1名、管理責任者及び管理責任者の職務を補助する副管理責任者を選任し、業務管理等を行わせるものとする。
- 2 乙は、前項の統括管理責任者、管理責任者及び副管理責任者を選任したとき又は変更したときは、甲に対し「統括管理責任者等選任届」（様式1）により報告するものとする。
- 3 甲は、本業務の履行に関する委託者としての注文、指示は、乙の選任した統括管理責任者、管理責任者又は副管理責任者に対して行うものとする。

（業務従事者の監督）

- 第3条 乙は、前条第1項で定めた統括管理責任者に、本業務に従事する管理責任者、副管理責任者及びその他の従業員に対する業務履行に関する指揮監督を行わせるとともに、甲との連絡等にあたらせるものとする。

（定例会議の実施）

- 第4条 甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項を協議するため、定期的に会議を行うも

のとする。

なお、本会議の頻度等については、甲乙協議の上定める。

- 2 乙は、上記の定めによらず、甲からの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況等について甲が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。
- 3 甲は、必要に応じて、甲の指定する者を本会議に出席させることができるものとする。
- 4 乙は、必要に応じて、乙の指定する者を本会議に出席させるように甲に要請することができるものとする。

(報告等)

第5条 乙は、本業務を実施するに当たり、必要に応じ甲に注文上の指図を求めることができ、甲は必要に応じて注文上の指図を行う。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも本業務の実施に関し乙に対して調査をし、又は報告を求めることができる。
- 3 乙は、必要に応じ甲からの要求があれば、本業務の処理状況を速やかに甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項の報告の結果、業務改善が必要であると認めた場合は、乙の改善を求めるものとする。
- 5 乙は、本業務遂行上、甲側の注文上の過失又は機械設備等の瑕疵、欠陥等を発見したときは、その旨を速やかに甲に対し報告するものとする。

(権利の帰属)

第6条 本業務を遂行する上で作成されたデータ、データベース、書類等の一切の記録（以下「記録等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合の当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、甲に帰属するものとする。

- 2 甲は、記録等が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該記録等の内容を、乙の承認を得ることなく、自由に公表、改変することができる。
- 3 甲は、記録等が著作物に該当する場合には、乙の承認を得ることなく、既に乙が該当記録等に表示した著作権者名を変更することができる。
- 4 乙は、記録等が著作物に該当する場合において、甲が当該記録等の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。
- 5 乙は、記録等が著作物に該当するか否かにかかわらず、甲の承認を得て、当該記録等を使用し、若しくは複製し、又は公表することができる。

(受託者の義務)

第7条 乙は、本件業務の履行について、本契約及び仕様書に定めるところに従い、関係諸法令を守り、法律上事業者としての全ての責任を負うものとする。また、甲乙協議の上、仕様書が変更された時は、変更された仕様書に従って本業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

- 3 乙は、委託業務に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法、及びその他労働関係法令上、使用者としての全ての責任を負い、適正な労務管理を行い、本業務の遂行に支障を生じ、又は甲の信用を害する等の不都合が生じないように適切な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、委託業務に従事する従業員に関し、甲の所有又は占有に係る施設、整備、機器、装置、通路等についても乙が使用を許されているものについて、安全又は衛生上の責任を負うものとともに、危険・有害等のおそれが発見されたときは、その旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲はそれに応じ速やかに措置を取るものとする。
- 5 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、職場の衛生及び作業規律の維持に責任を負い、秩序ある業務処理に努めなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約により発生する権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(再委託)

- 第9条 乙は、原則として、本件業務の実施に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本件業務の実施のため合理的に必要な範囲内で、甲の事前の承諾を得ることを条件に再委託を行うことができることとし、この場合は再委託先の住所・名称、再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に対し連絡するものとする。
- 2 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件として、前項の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定して第11条に規定する甲の機密情報及び第12条に規定する個人情報を再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

(資料の提供)

- 第10条 乙は、本件業務の履行に関し、甲が所有する仕様書、図面、資料及び情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとする。
- 2 乙は、甲から貸与又は開示を受けた資料及び情報（以下「開示情報」という。）の正確性・有用性等について確認、検証の義務を負担しないものとする。
 - 3 甲は、開示情報を乙に対し貸与又は開示するに当たって、乙がこれらの情報等を本件業務の実施目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証するものとする。
 - 4 乙は、開示情報を善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ本件業務の履行による委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。契約終了後もまた同様とする。
 - 5 乙は、前項の義務を委託業務に従事する従業員に周知するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。なお、委託業務に従事する従業員の退職後においても、同様に遵

守させるものとする。

- 6 乙は、前2項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(機密の保持)

第11条 甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき甲から開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報。
 - (2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で開示される情報であって、口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 2 乙は、甲の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た甲固有の機密情報を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏えいしてはならない。
- 3 乙は、前項の義務を委託業務に従事する従業員に周知するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。なお、委託業務に従事する従業員の退職後においても、同様に遵守させるものとする。
- 4 乙は、前2項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 5 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わない。ただし、機密情報に該当しないことは、これを乙において明らかにしなければならないものとする。
- (1) 開示の時点で、既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの。
 - (2) 甲が開示を行った時点で既に乙が保有しているもの。
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - (4) 甲から開示後に作成されたもので、甲からの情報によらないもの。

(個人情報)

第12条 乙は、本件業務の実施に関連して知った甲の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）を次の各号の場合を除いては、他に開示、公表及び配布をせず、乙自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは、形式及び内容のいかんを問わず、個人を特定できる情報のうち、甲が指定した情報を指すものとする。ただし、次の各号の場合であっても、通信の秘密に該当する事項については、開示、公表及び配布することはできないものとする。

- (1) 第9条第2項に基づき開示する場合
 - (2) 法令に基づき開示が要求された場合
- 2 乙は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。
- 3 乙は、前各項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理について、個人情報保護に関する法令及び別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

- 4 乙は、個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 乙は、苦情を受けた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、前各項の義務を委託業務に従事する従業員に周知するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。なお、委託業務に従事する従業員の退職後においても、同様に遵守させるものとする。
- 7 乙は、前各項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 13 条 乙は、情報セキュリティ対策を適切に講じることとし、契約期間中はプライバシーマークの付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度の認証等を保持しなければならない。

- 2 乙は、前項の認証等を失った場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、第 10 条第 2 項及び第 3 項に規定する開示情報、第 11 条に規定する機密情報、第 12 条に規定する個人情報及びその他本件業務の実施により蓄積される情報の保存・管理及び破棄に関しては、「福島県情報セキュリティポリシー」及び関係する情報システムの情報セキュリティ実施手順（以下「セキュリティポリシー等」という。）に従うものとする。
- 4 乙は、甲の要求があるときは、「セキュリティポリシー等」により定めた方法により前項に規定する事項につき、甲に対し報告を行うものとする。
- 5 乙は、第 22 条から第 24 条の規定により、契約が解除された場合、又は本契約が終了した場合においては、第 3 項の情報について、その保全に努めるとともに、甲の指示に従い、これら甲の所有に係る情報を返還し、又は甲の指定する第三者への引継ぎに支障のないように努めるものとする。
- 6 前項の場合、情報を保全、返還及び承継する方法及びこれに要する費用は、甲乙が協議の上これを決定するものとする。

(甲の監査権)

- 第 14 条 甲は、第 10 条第 2 項及び第 3 項に規定する開示情報、第 11 条に規定する機密情報、第 12 条に規定する個人情報及びその他本件業務の実施により蓄積される情報の利用、管理及び保管状況等に対して、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については甲乙が別途協議の上定めるものとする。
- 2 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、本件業務の実施状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。この場合は前項ただし書を準用するものとする。

(施設、機器等の使用)

- 第 15 条 甲は、本業務を処理するために必要と認める範囲で、施設、機器等（以下「機器等」という。）を無償で乙に使用させることができる。
- 2 乙は、前項の機器等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により使用を認められた機器等を、別記「機器等使用条件」に従い適切に使用するものとし、使用する必要がなくなった場合は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、速やかに現状に復帰させて甲に明け渡し、又は返却しなければならない。

(一般的損害)

第16条 成果物の引渡し前に生じた成果物、資料等及び処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 本契約の履行に関して、乙の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について甲乙協議して定める。

2 前項の場合、その他本契約の履行に関して、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(事故等の報告)

第18条 乙は、甲が本業務に必要なものとして使用を認めた資料等、機器及びその管理するデータ等の漏えい、紛失(盗難を含む。)、滅失、その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、その旨を甲に報告しその指示に従わなければならないものとする。

2 乙は、前項の義務を委託業務に従事する従業員に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(修正義務)

第19条 乙の実施する本業務の内容が仕様書等に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、甲の修正要求を理由として委託料を増額することはできない。

(委託業務内容の変更等)

第20条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止し、又は履行期限の伸縮をさせることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、甲乙協議の上変更契約を締結するものとする。

2 前項の規定による変更等によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該変更等のされた本業務の内容に係る委託料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

ただし、当該変更等が天災その他甲の責めに帰すべき事由と認められない場合は、この

限りではない。

(事情変更による契約内容の変更)

第 21 条 契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認めるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、甲又は乙が損害を受けることがあっても、原則として甲又は乙は責任を負わないものとする。

(協議解除)

第 22 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本契約を解除することができる。

(甲の解除権及び契約が解除された場合等の違約金)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (3) 履行期限内に委託業務が完成しないとき又は委託業務を完成する見込みがないと甲が認めるとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (6) 乙が、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (7) 乙が第 8 条の規定に違反したとき。
- (8) 第 13 条第 1 項に定める認証等を失ったとき、又は業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。
- (9) 第 24 条第 1 項の規定によらず契約の解除を申し出たとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(11) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(12) 前 9 号のいずれかに該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

4 第 2 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 30 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が第 1 項の規定により契約を解除したときは、乙は、第 2 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5%の割合で計算した額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

5 第 2 項の場合（第 1 項第 8 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く）又は第 4 項の場合において、第 25 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる

担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって第2項又は第4項の違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって本業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、当該解除の時点で残存する委託料相当額の範囲で損害を賠償しなければならない。

(契約保証金)

第25条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第229条第1項各号の規定に該当すると認めるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(談合による損害賠償)

第26条 甲は、本契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、本契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第27条 本契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額が

あるときは、甲はこれを委託料の額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、本契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(報告及び検査)

第 28 条 乙は、当該月の委託業務が完了したときは、その翌月の 10 日までに当該月分の本業務に係る「業務実績報告書」(様式 2)を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務実績報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に成果物の検査を実施し、その結果を乙に通知しなければならない。

(委託料の支払い)

第 29 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、適法な請求書により、甲に対して委託料を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により前条 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。なお、甲の検査遅滞により乙に追加費用が発生した場合は、乙はこれを甲に請求できるものとする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により前 2 項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託業務に係る委託料の額に年 2.5%の割合で計算した額(当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 5 第 1 項の委託料の支払いは総額を 36 箇月の均等分割払いとし、1 円未満の端数が生じた場合は全て最終月に合算し、詳細は別表のとおりとする。

(乙の請求による履行期限の延長)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は甲に対し、遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。

- (1) 甲による資料等の提供のけ怠、遅延、誤り等によって、乙の委託業務の履行に支障が生じるとき。

(2) 天災その他不可抗力等、乙の責に帰することができない事由により、履行期限までに成果物を納入することが困難になるとき。

2 前項の場合の延長日数は、甲乙協議の上定める。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第 31 条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期限までに委託業務が完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙はこれに応ずるものとする。

3 第 1 項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年 2.5%の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）とする。

(契約終了時の引継ぎ)

第 32 条 乙は、本契約の全部若しくは一部を解除し、又は契約期間が終了する場合には、業務に支障が生じることがないように甲又は他者に対して、仕様書に定めるとおり引継ぎをしなければならない。

(契約書作成の費用)

第 33 条 本契約書及び本契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(紛争の解決方法)

第 34 条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(代表者変更の届出)

第 35 条 乙が代表者の名義を変更する場合は、登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

(疑義についての協議)

第 36 条 本契約に定めのない事項については、財務規則によるものとし、同規則に定めのない事項及び本契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（委託者） 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙（受託者）

別記（第 12 条関係）

（特定個人情報を含む）個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

（収集の制限）

第 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第 19 条各号（第 8 号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第 5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報
が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱
う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わな
ければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人
情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行う
とともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊
急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を
持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録さ
れた資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若
しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場
合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去
又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受け
なければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報(特定個人情報を含む)の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこ
の契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに
甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じ
るとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行
政機関等編)」及び「同ガイドライン(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告
等(行政機関等編)」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従う
ものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必
要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければ
ならない。

3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定し
た場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別記（第 15 条関係）

機器等使用条件

（総則）

第 1 福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、甲から使用を認められた甲の施設、機器等（以下「機器等」という。）について、乙は、この使用条件に従い適切に使用するものとする。

（機器等の使用）

第 2 甲は、契約締結後、乙から機器等の使用の申請があったときは、使用の方法、数量等を審査し、適当と認めた機器等を乙に使用させるものとする。

2 機器等の使用期間は、本業務の実施期間とする。

3 引継期間中における機器等の使用については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（機器等の返還）

第 3 乙は、契約終了日に第 2 により甲から使用を承認された機器等を甲へ返還する。

（機器等の使用及び保管）

第 4 乙は、業務を遂行するために必要な範囲において、機器等を善良な管理者の注意をもって使用及び保管する。

2 乙は、機器等を改造し、又は改変してはならない。

3 乙は、機器等を甲の承認を得ることなく所定の設置場所以外に移動してはならない。

4 機器等に甲の所有権を明示する帳票等が貼付されている場合、乙はこれを除去し、又は汚損してはならない。

（ソフトウェアの複製等の禁止）

第 5 乙は、機器等のうちソフトウェアを使用する場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことはできない。

(1) 有償、無償にかかわらず、ソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は使用权の設定を行うこと。

(2) ソフトウェアを複製すること。

(3) ソフトウェアを変更し、又は改作すること。

(4) ソフトウェアを電子媒体に保存し、福島県総務部職員業務課及び福利厚生室の外部に持ち出すこと。

（情報）

第 6 乙から甲に返還された機器等の内部に情報が記録されている場合、乙は甲に対し、当該情報について、返還、修復、削除、賠償等の請求をすることはできない。

（機器等の譲渡等の禁止）

第 7 乙は、機器等を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は機器等について質権、抵当権、譲渡担保権その他の権利を設定することはできない。

（機器等の滅失又は毀損）

第 8 乙の責めに帰すべき事由により機器等が滅失し、又は毀損した場合、乙は甲に対し代替物品（新品）の購入代金相当額、又は機器等の修理代相当額を支払うものとする。

（その他）

第 9 この使用条件に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

様式1（第2条関係）

令和 年 月 日

福島県知事

所在地

名称

代表者氏名

印

統括管理責任者等選任届

下記のとおり管理責任者及び副管理責任者を選任しましたので、届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託
- 2 統括管理責任者の職・氏名（履歴書は別添のとおり）
- 3 管理責任者の職・氏名（履歴書は別添のとおり）
- 4 副管理責任者の職・氏名

様式2（第28条関係）

令和 年 月 日

福島県知事

所在地

名称

代表者氏名

印

業務実績報告書

令和 年 月分（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務の名称
福島県庶務業務集中処理機関事務処理委託
- 2 業務実績
別紙のとおり

（注）業務実績については、別に指定された集計表を添付すること。

別表(第29条第5項関係)

1 委託料年度額

	年度額(税抜き)	消費税及び地方消費税額	支払額 (税込み)
令和7年度			
令和8年度			
令和9年度			
令和10年度			
合 計			

2 委託料月額

(1) 令和7年度 (R7.8~R8.3)

月	月額 (税抜き)	消費税及び地方消費税額	支払額 (税込み)
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合 計			

(2) 令和8年度 (R8.4~R9.3) ~令和9年度 (R9.4~R10.3)

月	月額 (税抜き)	消費税及び地方消費税額	支払額 (税込み)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合 計			

(3) 令和10年度 (R10.4~R10.7)

月	月額 (税抜き)	消費税及び地方消費税額	支払額 (税込み)
4月			
5月			
6月			
7月			
合 計			